

# 近藤 重蔵 って誰？

## No.4 生誕 250 年を迎えて

6月号でも「学問も剣術も優秀」といいましたが、与力（上官の補佐）から旗本（幕府の家臣）へ、1803年には旗本でも「永永御目見以上」という格式が与えられています。これも重蔵の才覚と厳しい役目でも全力でこなし、幕府のために資料や地図を作成し意見を示すという積極的な姿勢が評価されたものと思います。徳川幕府が開国の対応に右往左往する中、重蔵はたくましく時代を生きてきました。

重蔵を知ることは、この時代の世界と日本、そして北海道を知ることにつながります。

一方で目黒の屋敷に「新富士」という名所を造りました（富士山信仰で当時の流行であった）。新富士の客が隣の茶屋で食事をする利益の分配などで争いとなり、重蔵と家族は没落の道を進むこととなります。（新富士から富士山が良く見えたようで、今は坂を上ると小さな公園があり周囲はマンションがそびえています）

有名な探検家だった反面、おごりも見られ批判的となりました。重蔵と、その家族の生きざまにもドラマがあります。



広重 名所江戸百景 目黒新富士

### 【図書館にある資料を紹介します】

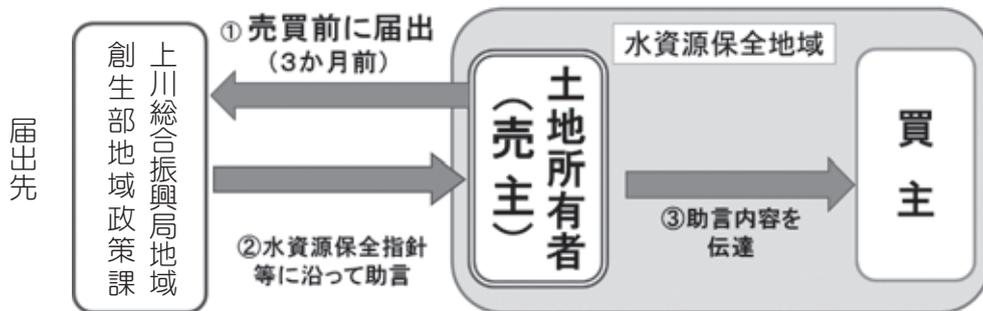
波濤 一近藤重蔵と息子富蔵一（久保田暁一 著）

開基 100 年記念誌 目で見る旭川の歩み（旭川市史編纂事業局 編）

お問い合わせは産業振興課・町立図書館まで

## 『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるように、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要です。



届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局です。

指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局、又は北海道のホームページで確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>

問い合わせ先：北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係

TEL 011-204-5178

